



市 章

大津市公報

平 成 26 年 12 月 2 日
号 外 (第 73 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 公平委員会規則

- 2 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1

公 平 委 員 会 規 則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月2日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

大津市公平委員会規則第2号

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1市長部局の項中「税務長」の次に「、国体・スポーツ推進監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成26年11月29日から適用する。